

荒川下流河川事務所公式ツイッター運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、荒川下流河川事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、荒川下流河川事務所が管理する荒川の防災情報及び行政情報を発信することを通じ、当事務所の業務について理解を深めていただくと共に、利用者の利便性を高めることをポリシーとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

(1) ツイッター

インターネットを利用して140字以内の短い文章を、不特定多数に公開できる手段をいう。

(2) 公式ツイッター

荒川下流河川事務所が設置・運営するユーザー名から発信するツイッターをいう。

(3) アカウント

ツイッターを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) ツイート

ツイッターに投稿する文章のことをいう。

(5) 公式ツイート

公式ツイッターから投稿するツイートをいう。

(6) フォロー

他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。

(常に自分が受信できるようアカウントを登録すること)

(7) リプライ

ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。

(8) リツイート

ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体は荒川下流河川事務所、アカウントの管理等はウェルビーイング企画室とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

- ア 荒川の出水時における水防警報や洪水予報などの防災情報
- イ 震災時における河川管理施設の被災状況や利用状況などの防災情報
- ウ 荒川下流河川事務所が行った記者発表の情報や荒川下流河川事務所が主催または関連する荒川に関するイベント等の情報や工事情報
- エ その他荒川に関連する周知する必要性が高い情報

(2) 発信する文章の作成担当

ツイートする文章は、荒川下流河川事務所公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載されている情報を補完するため、所管課が作成する。

(3) 発信にあたっての留意点

- ア 誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めること
- イ 信頼性が確保できない情報は発信しないこと

(4) 発信手順

- ア 荒川の出水時及び震災時における防災情報の発信にあたっては、荒川下流災害対策支部の支部長またはこれに代わる人の確認を得た上、公式ホームページへの掲載を行う際に、適時公式アカウントでツイートする。
- イ 記者発表の情報及びイベント等の情報の発信にあたっては、事務所長の確認を得た上、公式ホームページへの掲載を行う際に、適時公式アカウントでツイートする。
- ウ ツイート後、所管課はツイート内容を確認し、修正や追加内容がある場合は、即時に行う。
- エ その他緊急に周知をを図る必要のある情報がある場合は、事務所長の確認を得た上、即時に行う。

(5) 他アカウントのフォロー等

- ア 公式ツイッターアカウントでは情報発信のみを行うものとし、国土交通省の機関を除き他アカウントのフォローやリプライ、リツイートは原則として行わないものとする。
- イ ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準じる機関又は、荒川下流河川事務所に関連する情報を発信するアカウントへのフォローやリツイートは、行うことができる。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式ツイッターのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、ツイッターのユーザー名を事務所ホームページ上に明示する。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7)利用の促進

利用者が荒川下流河川事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録する。

(8)ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、原則として荒川下流河川事務所ホームページのみとする。

(9)不適切な情報発信等の監視

事務所でツイッターの発信内容を確認し不適切な情報発信があった場合又は、第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに訂正又は削除をアカウント管理者に連絡するとともに、アカウント管理者は当該ツイッターの削除及び訂正を行うものとする。

(10)その他

ツイッターの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターアカウントにより発信し周知する。